

事務連絡
令和3年5月12日

発注機関及び関係団体の長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における
労働災害防止について（再注意喚起）

標記については、令和2年8月25日付け及び10月20日付け事務連絡によりご依頼しているところですが、剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害は、5月から9月にかけて頻発したことから、今後夏季を迎えるにあたり、剥離剤を使用した塗料の剥離作業の場合、特に、

- ①作業場所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、十分な換気を行うこと。
 - ②作業者に体調不良等が生じた場合にすぐに必要な対応が行えるよう、常時作業者の状況を把握できるような体制を確保すること。
- を重点に、改めて注意喚起いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。